

摂津市都市公園条例

下線部分は改正箇所

別表第 3(第 15 条関係)

公園の占用に係る使用料

占 用 物 件		使 用 料		
		単 位	期 間	金 額
第 1 種 電 柱		1 本		円 <u>2,100</u>
第 2 種 電 柱				<u>3,200</u>
第 3 種 電 柱				<u>4,300</u>
第1種電話柱				<u>1,900</u>
第2種電話柱				<u>3,000</u>
第3種電話柱				<u>4,100</u>
略				略
その他の柱類				<u>190</u>
共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	1年	<u>19</u>
地下に設ける電線その他の線類				<u>12</u>
水道管、ガス管、下水道	外径が <u>0.07メートル未満のもの</u>			<u>78</u>
	<u>外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</u>			<u>120</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>170</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>230</u>
	外径が0.2メートル以上 <u>0.3メートル</u> 未満のもの			<u>340</u>
	<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>			<u>450</u>

管その他これらに類するもの	外径が <u>0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>			<u>780</u>
	外径が <u>0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>			<u>1,200</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>2,300</u>
	略	略		略
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個		<u>3,700</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>1,600</u>
	略	略	略	略
備考 略				